

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

告 示

- 告示第125号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) …2
- 告示第126号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) …2
- 告示第127号 市道路線の供用の廃止……………(建設総務課) …2
- 告示第128号 指定特定相談支援事業者の指定
 ………………(障害福祉課) …2
- 告示第129号 指定地域密着型サービス事業者の廃止
 ………………(介護保険課) …2

公 告

- 公告第55号 道路の位置の指定……………(建築指導課) …3

教 育 委 員 会

- 規則第12号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則……………3
- 告示第12号 個人演説会等開催のために必要な施設の設備の程度等及び候補者が納付すべき費用の額の一部廃止……………3

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第24号 選挙管理委員会の招集……………3
- 告示第25号 直接請求に必要な選挙人の数……………3

告 示

宇治市告示第125号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年9月11日から14日間

令和2年9月11日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考	
羽戸山 菟道線	菟道段ノ上13番地の1 菟道段ノ上10番地の4	前	9.5 ～20.5	28.0		
		後	7.2 ～20.0			
	小倉町 113 号線	小倉町天王64番地 小倉町天王62番地の1	前	4.1 ～5.1		38.8
			後	6.0 ～6.9		

宇治市告示第126号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年9月11日から14日間

令和2年9月11日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
小倉町1 13号線	小倉町天王64番地 小倉町天王62番地の1	令和2年9月11日

宇治市告示第127号

市道路線の供用の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年9月11日から14日間

令和2年9月11日

宇治市長 山本 正

路線名	供用廃止の区間	供用廃止年月日	備考
木幡13 2号線	木幡正中47番地の5 木幡正中47番地の5	令和2年9月11日	

宇治市告示第128号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

令和2年9月11日

宇治市長 山本 正

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事業所の所在地	事業所の所在地		
26312 01114	特定非営利活動法人ほっとうがらし	ひとりじゃないの	令和2年 8月15日	計画相談支援
	宇治市小倉町西山70番8	宇治市小倉町西山70番8		

宇治市告示第129号

指定地域密着型サービス事業者の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次のとおり指定地域密着型サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

令和2年9月11日

宇治市長 山本 正

介護保険 事業所番号	事業所の名称	申請者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26712 00075	一般財団法人宇治市福祉サービス公社 東宇治デイサービスセンター	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	令和2年 8月31日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型 通所介護
	宇治市五ヶ庄折坂5番地の149			

公 告

宇治市公告第55号

道路の位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり行いました。

令和2年9月1日

宇治市長 山本 正

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長及び幅員
宇市第1 90号	令和2年8 月27日	宇治市宇治式番68 番39、68番40	延長：15.77m 幅員：6.0m

教 育 委 員 会

宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年9月1日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第12号

宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則

宇治市立幼稚園規則(昭和51年宇治市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第18条中「、神明幼稚園及び木幡幼稚園」を「、幼稚園」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市教育委員会告示第12号

個人演説会等開催のために必要な施設の設備の程度等及び候補者が納付すべき費用の額の一部廃止について

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項及び第121条の規定により、個人演説会等開催のために必要な施設の設備の程度等及び候補者が納付すべき費用の額について、平成15年宇治市教育委員会告示第17号により公表したもののうち、次の部分を廃止します。

令和2年9月1日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

施設の名称	種 別	施設 の 所 在 地	施設の面積 (単位: ㎡)	納付すべき費用の額(単位: 円)						施設(設備を含む。)の程度その他			
				平日		土曜日		日曜日及び休日		照 明	演 壇	聴衆席	弁士控室
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間				
宇治市立 大久保幼稚園	遊戯室	宇治市大久保町山ノ内3番地	49	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	会場 40W×2×12	卓子1 椅子1	一人掛椅子10 長椅子10	

(揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

宇治市選挙管理委員会告示第24号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和2年9月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

- 日 時 令和2年9月1日(火) 午前9時～
- 場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室
- 議 題 選挙人名簿の定時登録について 他
- 日 時 令和2年10月8日(木) 午前10時～
- 場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室
- 日 時 令和2年11月12日(木) 午前10時～
- 場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室
- 日 時 令和2年11月28日(土) 午前10時～
- 場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室
- 議 題 選挙人名簿の選挙時登録について 他

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第25号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併

の特例に関する法律(平成16年法律第59号)に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和2年9月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和2年9月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数
3,097人
- 2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数
51,606人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
25,803人

(揭示済)

